

法人税実務事例検討

資産の取得価額に算入した不動産取得税等の申告
減算処理について

税理士 石田 昌朗

本事例における留意点

資産の取得価額に算入した不動産取得税や登録免許税（不動産取得税等）を申告減算によりその事業年度の損金の額に算入することはできない。

事 例

当社は収益の多角化を図るために、賃貸用収益不動産を購入しました。

ところで、確定した決算書においては収益不動産の取得価額に含めた登録免許税1,750,000円と不動産取得税2,250,000円について、法人税の確定申告書の作成時には、法人税基本通達7-3-3の2の定めにより取得価額に算入せずに損金処理することとし、法人税申告書別表4で申告減算することを考えています。

このような申告減算による税務処理は認められますか。

【賃貸用収益不動産の取得価額の内訳】

(土地)		(建物)	
本体	50,000,000円	本体	50,000,000円
仲介手数料	1,560,000円	仲介手数料	1,560,000円
固定資産税精算金	100,000円	固定資産税精算金	100,000円
登録免許税	750,000円	登録免許税	1,000,000円
不動産取得税	750,000円	不動産取得税	1,500,000円
計	53,160,000円	計	54,160,000円

※ 税抜処理をしています。